第四十九条の六の四第一項中「下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの」の下に「（九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）」を加え、同項の表基地局の無線設備の項中「八九五MHz」を「八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz」に改め、同表陸上移動局の無線設備の項中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改め、同表符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の項中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「八九五MHz」を「八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の六の五第一項中「下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの」の下に「（九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）」を加え、同項の表基地局の無線設備の項中「八九五MHz」を「八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz」に改め、同表陸上移動局の無線設備の項中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の六の九第一項の表基地局の無線設備の項中「八九五MHz」を「八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz」に改め、同表陸上移動局の無線設備の項中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改め、同表シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の項中「八五〇MHz」を「八四五MHz」に、「八九五MHz」を「八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の六の十一第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の七中「九〇五MHzを超え九一五MHz以下」を「九三〇MHzを超え九四〇MHz以下」に改め、同条第一号ロ(3)中「五五MHz」を「八〇MHz」に改める。

第四十九条の七の二の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第四十九条の七の二　削除

第四十九条の七の三の前に見出しとして「（デジタルＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局等の無線設備）」を付し、同条中「八三六MHzを超え八三八MHz以下、」及び「、八九一MHzを超え八九三MHz以下」を削り、「九〇五MHzを超え九一五MHz以下」を「九三〇MHzを超え九四〇MHz以下」に改め、「、デジタルＭＣＡ陸上移動通信の試験のための通信等を行う無線局」の下に「（デジタルＭＣＡ制御局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）」を加え、「若しくは八九一MHzを超え八九三MHz以下」及び「八九一MHzを超え八九三MHz以下若しくは」を削り、同条第一号ト中「五五MHz」を「八〇MHz」に改める。

第四十九条の九第一号中「九五二MHzを超え九五六・四MHz以下」を「九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下」に改め、同号ハ中「九五二・二MHz以上九五六・二MHz以下の周波数のうち九五二・二MHzから九五二・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの」を「九一六・八MHz以上九二〇・八MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHz」に、「へ」を「ハ及びヘ」に改め、「同じ。）」の下に「を使用するものであること。ただし、中心周波数が九二〇・四MHz、九二〇・六MHz又は九二〇・八MHzのものにあつては、単位チャネル」を加える。

第四十九条の十一第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の十二第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の十三第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の十四第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の十五第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の十六第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の十七第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の十八第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の十九第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の二十第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の二十一第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の二十二第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の二十三第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の二十四第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の二十五第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の二十六第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の二十七第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の二十八第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の二十九第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の三十第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の三十一第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の三十二第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の三十三第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の三十四第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の三十五第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の三十六第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の三十七第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の三十八第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の三十九第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の四十第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の四十一第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の四十二第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の四十三第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の四十四第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の四十五第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の四十六第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の四十七第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の四十八第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の四十九第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の五十第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の五十一第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の五十二第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の五十三第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の五十四第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の五十五第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の五十六第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の五十七第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の五十八第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の五十九第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の六十第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の六十一第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の六十二第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の六十三第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の六十四第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の六十五第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の六十六第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の六十七第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の六十八第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の六十九第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の七十第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の七十一第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の七十二第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の七十三第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の七十四第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の七十五第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の七十六第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の七十七第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の七十八第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の七十九第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の八十第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の八十一第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の八十二第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の八十三第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の八十四第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の八十五第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の八十六第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の八十七第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の八十八第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の八十九第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の九十第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の九十一第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の九十二第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の九十三第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の九十四第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の九十五第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の九十六第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の九十七第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の九十八第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の九十九第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百一第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百二第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百三第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百四第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百五第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百六第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百七第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百八第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百九第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百十第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百十一第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百十二第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百十三第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百十四第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百十五第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百十六第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百十七第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百十八第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百十九第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百二十第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百二十一第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百二十二第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百二十三第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百二十四第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百二十五第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百二十六第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百二十七第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百二十八第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百二十九第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百三十第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百三十一第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百三十二第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百三十三第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百三十四第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百三十五第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に、「八五〇MHz」を「八四五MHz」に改め、同条第二項第一号イ中「八五〇MHz」を「八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz」に改める。

第四十九条の百三十六第一項の表中「八九五MHz」を「八九〇MHz」に